

患者退院の際の説明義務

【質問】

患者が退院する際、医師から患者に対する療養指導上の説明としてどのような点に留意すべきでしょうか。

【回答】

1 療養指導と説明義務

医師の患者に対する説明義務について、医療法1条の4第2項は「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない」と規定しています。

医師は診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならないとされており（医師法23条）、医師は患者に対し健康の回復・病状の悪化防止などのため適切な療養を確保するのに必要な情報を説明、指導しなければなりません。この説明は自己決定権に資するためのものであると同時に、患者との診療契約から生じる医師の本質的義務であるともいえます。

療養指導が問題となるのは、入院患者の退院時や一時帰宅時、自宅療養時など医師自らが患者を観察することができない状況になるときの対応です。

2 実際に退院時の療養指導が問題となった裁判例には次のようなものがあります。

- (1) 医師が未熟児である新生児を黄だんの認められる状態で退院させ新生児が退院後核黄だんに罹患して脳性麻痺の後遺症が生じた場合につき医師の退院時における説明及び指導に過失があるとされた事例【最高裁平成7年5月30日判決】

医師が未熟児である新生児に黄だんの症状が認められる状態で退院させ、その際、新生児の両親には何か変わったことがあれば医師の診察を受けるようにとの一般的な注意を与えたのみで、残存していた黄だんについては特段言及もしなかったところ、退院後新生児に黄だんの症状の増強と哺乳力の減退が現れ、母親が別の病院へ連れて行ったが、新生児はすでに手遅れの状態にあり、新生児は後遺症として脳性麻痺になったとして両親が損害賠償を求めた事案について、医師が退院させるにあたり両親に黄だんが増強することがあり得ること、黄だんが増強して哺乳力の減退などの症状が現れたときは重篤な疾患に至る危険があることを説明し、黄だん症状を含む全身状態の観察に注意を払い、症状が現れたときには速やかに医師の診察を受けさせるよ

う指導すべき注意義務があり、退院時に黄だんについて何ら言及せず一般的な注意を与えたのみでは注意義務を尽くしたとはいえないと判示しました。

- (2) 髄膜腫摘出手術を受けた患者の退院の際に、投薬による副作用の重大な結果を回避するために、担当医師には副作用を念頭においた具体的な情報を提供し、説明指導すべきであるのに、これを怠った過失があるとされた事例

【高松高裁平成 8 年 2 月 27 日判決】

患者が右前頭部に認められた髄膜腫の摘出手術を受けて退院後、中毒性表皮融解壊死症（TEN）により死亡したことについて、薬剤（抗癌薬のアレピアチン、フェノバル及び便秘薬のラサキトール）の副作用によるものであるとして遺族が損害賠償を求めた事案において、アレピアチン、フェノバルの投与については担当医師に注意義務違反を認めることはできないとしましたが、投薬による副作用の重大な結果を回避するために、服薬中どのような場合に医師の診察を受けるべきか患者自身で判断できるように、具体的な情報を提供し、説明指導すべきであるのに、担当医師は患者の退院の際に「何かあればいらっしゃい」との注意をただけであり、副作用を念頭においた具体的な指導を行わなかった点において、情報提供義務違反の過失があると判示しました。

- (3) アルコール性肝硬変に罹患し、病院を受診し、診療を受けていた患者が肝不全により死亡したことについて、改善傾向にあった患者が強く退院を希望していた以上、病院側において患者及びその家族に対し入院継続を強く説得すべき法的義務はあったといえないし、療養指導としての説明は第一次的には患者本人に対して行えば足り、患者家族に対する説明義務があったとはいえないとされた事例【東京地裁平成 27 年 7 月 31 日判決】

アルコール性肝硬変に罹患し、のちに肝不全により死亡した患者の遺族が、担当医師は死亡した患者が退院するにあたり患者及びその家族に対する病状の説明、入院継続の説得、療養指導を怠ったとして遺族が損害賠償を求めた事案において、療養指導等の説明は第一次的には患者本人に対して行えば足りるとし、担当医は患者家族に肝臓の状態が重症で肝不全により死亡する危険性もあることを説明したほか、患者及び患者家族に日時を指定して肝臓専門外来を受診すること、アルコール性肝硬変についてはかかりつけ医師から生活指導及び服薬指導を受け、禁酒を続けること等の指導を行っていたことから、患者家族に対しても現在の病状、今後の治療方針等について説明がされ、生活面に付いても指導がされているとの事実を認定して、説明義務違反があったとはいえないと判示しました。

- (4) 激しい息切れを起こして入院した患者が退院後 DIC を発症して再入院し、他に転院した後多臓器不全等により死亡した場合、医師に退院の際の説明義務

違反があり、患者の自己決定権を侵害したとして病院側の不法行為責任が認められた事例【大阪高裁平成 27 年 11 月 11 日判決】

激しい息切れを起こして入院した患者が、退院後播種性血管内凝固症候群（DIC）を発症して再入院し、他に転院した後多臓器不全等により死亡したため、適切な説明や検査を怠ったとして遺族が損害賠償を求めた事案において、患者が退院するにあたり、患者の症状が重大な疾患による可能性があることを認識しながら、これを鑑別するための検査が予定されていることを伝えず、これを放置した場合の危険性について説明するどころか、重大な疾患の可能性や危険性がないかのような誤った情報を提供したとして、患者の自己決定権を侵害する説明義務違反があったと判示しました。

- 3 以上のとおり、患者退院時の療養指導が問題となる裁判において、医師は患者を退院させるにあたり生活指導、療養指導、退院後の症状経過の見込み、異状が生じた場合の対応など具体的な説明をすべきとの注意義務が示されています。